

厚生年金保険等の滞納保険料に係る延滞金額の明確化

～行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答～

中国四国管区行政評価局（局長：若林 成 嘉^{わかばやししげよし}）は、下記の行政相談を受けて、同局の行政苦情救済推進会議（座長：川内 劼^{かわうちつとむ} 広島修道大学法学部教授）に諮り、その意見を踏まえて、平成 28 年 7 月 29 日、日本年金機構に対し、あっせんしました。

このたび、日本年金機構から下記のとおり、検討結果の回答がありました。

【本件のきっかけとなった行政相談要旨】

滞納していた保険料を分割納付し完納したが、その時に示された延滞金額が思っていたよりも高額だったため、新たな資金繰りが必要になった。年金事務所は、事前に延滞金の見込み額を教えてくれるなど、配慮ある対応をしてほしい。

【当局あっせん内容及び日本年金機構からの回答】

当局あっせん内容	あっせんに対する回答
<p>日本年金機構は、滞納者の延滞金についての認識を高めることによる、確実かつ効率的な滞納保険料の徴収及び滞納者の負担軽減の観点から、次の事項について検討する必要がある。</p> <p>① 滞納者に対し、納付日と延滞金額との関係、延滞金額（見込み）のシミュレーションの提示など詳細な説明をした上で、完納時期を定めることを積極的に働きかけ、延滞金額（見込み）が明確となる分割納付計画を定めるよう努めること。</p>	<p>① 延滞金は厚生年金保険料等（以下「保険料等」という。）の納付日が確定することにより定まるため、保険料等の納付日を具体的に定め、延滞金額を滞納者に提示することは保険料等及び、延滞金を徴収する上で必要となります。</p> <p>今般の貴職からのご指摘を踏まえ、全国統一的な取り扱いとするよう、あらためて平成 28 年 9 月 26 日付けで日本年金機構厚生年金保険部から発出した「指示書」（※1）に次のとおり明記し、今まで以上に滞納者への十分な説明を行うことを年金事務所へ周知しました（内容については別添資料を参照。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 延滞金の計算方法を滞納者に明確に示し、保険料等を早期に支払うことの優位性を十分に説明すること。 ○ 分割納付計画書には具体的な納付期日の明記及び、その結果発生する延滞金の見込み額を提示すること。 ○ 延滞金に係る説明は、①滞納の初期段階での納付催告のとき、②書面による納付催告を行うとき、③面談で納付相談を行うときなど、滞納者と接触する都度行うこと。 <p>※1 「指示書」とは、日本年金機構本部が年金事務所宛てに、事業の実施方針など、ルールとして徹底すべき重要な内容を示したものです。</p>

当局あっせん内容	あっせんに対する回答
<p>② 毎月発生する新規保険料と滞納保険料がある場合に、民法の趣旨に沿った納付金の充当を行うなど(※)、延滞金ができるだけ少なくなるよう取り扱うこと。</p> <p>※ 例えば、納付すべき複数の保険料がある場合、延滞金に係る負担を最小限に抑えるよう、納期限の古い保険料の納付を優先するなど、納付者の利益に配慮した充当を行うこと。</p>	<p>② 国税通則法基本通達第34条関係に弁済充当の順位は民法の規定を準用することと定められています。</p> <p>今般の貴職からのご指摘及び、弁済充当の規定を踏まえ、全国的な取り扱いとするよう、あらためて平成28年9月26日付けの「指示書」で次のとおり明記し、滞納者の負担を軽減しつつ、滞納の早期解消を図ることを年金事務所へ周知しました(内容については別添資料を参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 滞納者の有利となる滞納保険料等の納付の充て方。 ○ 延滞金割合の軽減が図られる「申請による換価の猶予」(※2)の勧奨について、今まで以上に積極的に働きかけること。 <p>※2 「申請による換価の猶予」は、①滞納者が保険料等の納付について誠実な意思を有し、②一時に納付することにより、事業継続や生活の維持が困難となるおそれがあるとき、③滞納者の申請により、分割納付、財産の換価の猶予、延滞金割合の軽減等、弾力的な徴収を行う制度です。</p>

◆行政苦情救済推進会議

行政相談事案のうち、様々な視点から検討することが必要と思われる事案の処理について、民間有識者の意見を聴取することにより、より公平・中立かつ的確な処理を推進するために設置

総務省中国四国管区行政評価局

<http://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html>



【本件照会先】

首席行政相談官 長廻 晴彦

行政相談官 長網 智子

電話：082-228-6174 F A X：082-228-4955

E-mail：

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-chihou-form.html>

厚生年金保険料等の滞納保険料に係る全国統一的な取り扱い
 ～中国四国管区行政評価局のあっせんを踏まえた取組み～

日本年金機構では厚生年金保険料等の滞納保険料の徴収について、延滞金の発生、滞納保険料の早期解消に向け、滞納者への説明及び、納付相談を行ってきたところです。

今般、中国四国管区行政評価局のあっせんを受けて、保険料に係る取り扱いが全国統一的に行われるよう、平成 28 年 9 月 26 日付け指示書で、次のとおり年金事務所へあらためて周知しました。

事 項	指示書に記載した事項の要旨
①延滞金に関する滞納者への説明・指導	○厚生年金保険料等の初期の滞納の時点で、督促状の指定する期限までに厚生年金保険料等の納付がないと延滞金がかかること。 ○延滞金額の計算の基となる割合を説明するとともに、延滞金額には納付までの日数が影響するため、早期に納付することの有利性を伝えること。 ○厚生年金保険料等の一括納付が困難なときは、「申請による換価の猶予」を勧奨し、延滞金額が軽減となることを今まで以上に滞納者へ説明すること。
②分割納付計画における延滞金の取り扱い	○延滞金額について「滞納金額目録」により、延滞金額（見込み）を示すこと。 ○分割納付計画書等には「滞納金額目録」を添付し、延滞金額（見込み）を示すこと。 ○また、分割納付相談があったときも、「滞納金額目録」を滞納者に提示し、延滞金額（見込み）を示すこと。
③新規保険料と滞納保険料が併存する場合の充当方法に関する取り扱い	○保険料の納付については、国税徴収の例による徴収の手続きを踏まえ、民法第 488 条の弁済充当の指定、同第 489 条の法定充当及び、同第 490 条の数個の給付をすべき場合の充当の規定により、滞納者が有利となる保険料の納付となるよう留意すること。 ○分割納付による場合は、延滞金額が軽減となる納付方法を滞納者と協議すること。